



苫小牧市パートナーシップ制度利用者のみなさまへ



おめでとうございます。今後の制度利用にあたっては、下記の場合は手続きが必要です。
全ての申請書類は市ホームページからダウンロードが可能です。

(URL <https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/danjobyodo/tayousei/partnership.html>)

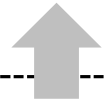
🏠 苫小牧市内での住所変更
⇒手続きは必要ありません。



苫小牧市 HP

🏠 苫小牧市外への住所変更

転出先	苫小牧市と連携協定を締結している自治体 (対象自治体は市ホームページ等でご確認ください) ※帯広市へ転出する場合は、すべて帯広市での手続きとなります。詳細はお問合せください。	その他の自治体
必要な手続き	継続使用の申請	返還
手続き方法	市役所へ来庁又は郵送	市役所へ来庁
提出書類	・継続使用申請書 ※交付済みの受領証及び受領証カードは、引き続き使用することができます。	・返還届 ・交付済みの受領証及び受領証カード全て



⚠️ 下記の場合は返還手続きが必要となります ⚠️

手続き方法は
こちら

- ・ パートナーシップを解消したとき
- ・ 一方が死亡したのちに、新たな者とパートナーシップを宣誓するとき
- ・ どちらも苫小牧市に住所を有しなくなったとき
- ・ その他、市が規定する宣誓の要件に該当しなくなったとき

⚠️ 下記の場合は宣誓が無効となります ⚠️

- ・ 宣誓者がパートナーシップを形成する意思がないとき
- ・ 宣誓書等の内容に虚偽があったとき
- ・ その他、市が規定する宣誓の要件に該当しなくなったとき

無効となった場合は通知いたしますので、交付済みの受領証及び受領証カードを返還してください。

■ パートナーシップ宣誓受領証及び受領証カードが利用できる
市役所でのサービス一覧

利用にあたっては、制度ごとに所定の要件がありますので、手続きの詳細は各担当へご確認ください。

制度・サービス	対象・適用内容	担当課
届け出挙式	届け出挙式の実施日にパートナーシップ宣誓書を提出する方が対象。	政策推進課 TEL:32-6039
市営墓地	使用権の移転に係る親族関係の証明に適用。	環境生活課 TEL:32-6333
共同墓	共同墓の申請者と埋蔵者の親族関係の証明に適用。	
教育・保育給付認定申請 (認可保育施設等の利用申込み含む) / 施設等利用給付認定申請 (幼児教育・保育無償化認定申請)	申請者として、パートナーシップ制度利用者を保護者の概念に適用。	こども育成課 TEL:32-6378
母子健康手帳の交付	配偶者等と同様に代理申請に適用。 ※宣誓書受領証の他に、代理人の身分証明書・委任状・妊婦の番号確認書類 (マイナンバーカード等) が必要。	健康支援課 TEL:32-6411
放課後児童クラブ	申請者として、パートナーシップ制度利用者を保護者の概念に適用。	青少年課 TEL:32-6759
市営住宅事業	パートナーシップ制度利用者を市営住宅の入居者の資格に適用。	住宅課 TEL:32-6316
医師から患者への病状等の説明 (市立病院)	患者本人の意向を踏まえ、パートナーシップ制度利用者を家族と同等に取り扱う。	市立病院医事課 TEL:33-3131
救急出場証明書の交付	救急出場証明申請書の対象者と申請者の親族関係の証明に適用。	救急課 TEL:84-5044
住民票の続柄	住民票の世帯主との続柄を「縁故者」と希望する方が対象。	窓口サービス課 TEL:32-6297
水道使用に係る各種届出	同居者であれば代理での手続きが可能。	水道窓口課 TEL:32-6679
緑の記念品の配布	対象期間中にパートナーシップ宣誓書を提出する方が対象。	緑地公園課 TEL:32-6507

民間サービスにおいても受領証及び受領証カードが利用できる場合があります。利用可否や手続きの詳細などは各サービス提供元へご確認ください。